

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行について

平成 17 年 6 月 1 日 環自野第050601002号
各地区自然保護事務所長宛 自然環境局長通知

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）は平成16年6月2日に公布され、本年6月1日から施行することとされている。また、法の施行に伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号。以下「政令」という。）が本年4月27日に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号。以下「規則」という。）環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年5月25日農林水産省・環境省告示第4号）及び環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年5月25日環境省告示第42号。以下両告示を「基準の細目告示」という。）が本年5月25日にそれぞれ公布されたところである。

法の施行にあわせ、自然保護事務所においても、下記の法の施行の運用、留意事項等に基づき、業務の適正な実施を図られたい。

平成17年6月9日 17環第93号・環自野発第050609001号
各都道府県知事宛 農林水産省生産局長・林野庁長官・水産庁長官
環境省自然環境局長通知

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）は平成16年6月2日に公布され、本年6月1日に施行された。また、法の施行に伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号。以下「政令」という。）が本年4月27日に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号。以下「規則」という。）環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年5月25日農林水産省・環境省告示第4号）及び環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年5月25日環境省告示第42号。以下両告示を「基準の細目告示」という。）が本年5月25日にそれぞれ公布されたところである。

貴職におかれても、法の厳正かつ実効性のある施行について、次の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いするとともに、貴管下市町村にも周知方をお願いしたい。

記

第1 法制度の趣旨及び概要

近年、人為により意図的、非意図的に持ち込まれた外来生物による、在来生物の捕食、在来生物との競合・駆逐、植生破壊による生態系基盤の損壊、交雑による遺伝的攪乱、在来生物への病気、寄生虫の媒介等、生態系や農林水産業等に被害を及ぼしている事例が多数生じており、その対策のための法制度を確立することについて社会的要請が高まってきた。

このような状況にかんがみ、今般、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、原則として特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡しその他の取扱いを禁止し、国等による特定外来生物の防除を促進するとともに、未判定外来生物の輸入の制限その他所要の措置を講ずることを定めた本法が制定されたところである。その主な内容は、以下のとおりである。

主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めること。

特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡しその他の取扱いは、学術研究等の目的で主務大臣の許可を受けた場合等を除き禁止されること。

特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は、その内容等を公示して防除を行うこと。また、地方公共団体は確認を、国又は地方公共団体以外の者は認定を、それぞれが行う防除について主務大臣から受けることができること。

生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある未判定外来生物の輸入をしようとする者は、あらかじめ主務大臣に届け出て、当該被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならないこと。

種類名証明書の添付を要する生物は、当該生物の種類を証する外国の政府機関等により発行された証明書を添付し、かつ、指定された港及び飛行場でなければ輸入してはならないこと。

第2 法制度の内容

1 総則（第1章）

（1）法の目的

海外から我が国に導入された外来生物のうち一部のものは、我が国に本来生息・生育する生物とその性質を異にすることに起因して、我が国の生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業（以下「生態系等」という。）に係る深刻な被害やそのおそれを生じさせている。また、未だ我が国に導入されていない生物についても、新たな輸入を通じて同様の問題を生ずる可能性を否定できない。

そこで、今般、外来生物に係る問題に対処する法律を新たに設けることとした。本法は、食性、繁殖力等の生態や形態、遺伝的形質など我が国の生物とは性質が異なることにより、我が国の生態系等に係る被害を生じさせている、又は生じさせるおそれのある海外からの生物を「特定外来生物」として定め、当該特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）譲渡し又は譲受け、輸入等を原則禁止するとともに、既に国内の自然環境下に存している特定外来生物等について、これらによる被害を防止するために必要な防除等の措置を実施することにより国民生活の安定向上に資することを目的としている（第1条）。

（2）特定外来生物

特定外来生物は、政令に基づき、以下の37種類（1科4属32種（種については亜種を含む。））が指定されている（第2条）。これらについては、成体だけでなく孵化又は発芽すれば成体となる卵及び種子や、それだけで個体に再生し、又は繁殖することが可能な生物の器官（政令で指定されたものに限る。）も含まれる。

特定外来生物の選定については、随時実施され、政令により追加されることになる。

（特定外来生物）

フクロギツネ、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、トウブハイイロリス、カニクイアライグマ、アライグマ、ジャワマンゲース、キョン、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ、カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、タイワンズジオ、タイワンハブ、オオヒキガエル、チャンネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、きょくとうさそり科全種、アトラクス属

全種、ハドロニユケ属全種、ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ、ジュウサンボシゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ハイイロゴケグモ、アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ナガエツルノゲイトウ（器官としてその茎及び根を含む。）ブラジルチドメグサ（器官としてその茎及び根を含む。）及びミズヒマワリ（器官としてその茎及び根を含む。）

（３） 特定外来生物被害防止基本方針

特定外来生物の取扱いに関しては、関係者が国の行政機関、地方公共団体や事業者、NPO等など多岐にわたることから、特定外来生物による被害の防止制度の基本認識、各施策の基本的な考え方をあらかじめ関係者に示すことにより、行政の透明性を確保することが求められる。

そこで、主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとした（第3条）。

この基本方針は、平成16年10月15日に閣議決定されており、その主な内容は以下のとおりである。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

ア 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止について背景、課題認識、被害防止の基本的な方針を整理。

イ 背景として、外来生物が人為的に持ち込まれ問題視される状況となった事情と生物多様性条約における外来生物対策の考え方等について記述。

ウ 外来生物による被害の内容と採るべき対策の内容等を課題認識として示し、本法の特定外来生物について適切な管理と防除を行う旨を、基本的な方針として記述。

特定外来生物の選定に関する基本的な事項

ア 政令で指定する特定外来生物について、その選定に当たり前提となる事項、被害判定の考え方、選定の際の様々な考慮事項、学識経験者からの意見の聴取等について、基本的な考え方を提示。

イ 選定の前提は、概ね明治元年以降に我が国に導入された外来生物で、識別が容易な大きさの生物とすること等を記述。

ウ 被害の程度、被害に係る知見についての考え方を記述。

エ 特定外来生物の選定に当たっては生態系等に係る被害の防止を第一義に社会的・経済的影響も考慮し、随時選定することを記述。

特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

ア 飼養等の許可対象となる目的、飼養等を行う施設の基準の考え方、識別措置、許可の条件など飼養等の取扱いに係る基本的な考え方を整理。

イ 飼養等の目的として、学術研究のほか、展示や教育、許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く生業などの場合に限り、飼養等の許可の対象とすることを提示。愛がん目的の新たな飼養等は許可対象とならないが、特定外来生物の指定前より飼養等をしていた生物に限って、適切な飼養等が確保されている場合に、一代限りの飼養等が許可されることを記述。

ウ 特定外来生物の取扱いを行う中で、やむを得ず殺処分をしなければならない場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとすることを記述。

国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

ア 外来生物法に基づく防除について、国は、制度上その保全を図ることとされている地域など全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から防除を進め、地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方公共団体や民間団体等が行う防除も重要であることを記述。

イ 特定外来生物の防除の実施に際しては、被害の状況に応じて最適な防除の方法を採用することが重要であり、緊急的な防除と計画的な防除について、その実施方法等を整理。

その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

ア その他重要事項として、未判定外来生物の選定、判定に係る届出、種類名証明書の添付を要しない生物の選定、種類名証明書の発行に係る事項、科学的知見の充実、国民の理解の増進、非意図的に導入される特定外来生物への対応の考え方、動物の取扱いに係る考え方、経過措置の考え方等を記述。

2 特定外来生物の取扱いに関する規制（第2章）

（1）飼養等の禁止

外来生物による生態系等に係る被害は、外来生物が野外に存在し、また定着することにより発生するが、これは意図的又は非意図的に野外へ遺棄や逸出等されることに起因している。

このため、特定外来生物に該当する生物の飼養等については、主務大臣の許可を受けた場合、又はやむを得ない事由があるとして認められる場合を除き、

禁止することとした（第4条）。

また、当該措置の適正さを確保するため、主務大臣に対し以下の権限を付与している（第6条及び第10条）。

- ア 飼養等の許可を受けている者に対する措置命令の権限
- イ 飼養等許可に違反した者に対する許可の取消しの権限
- ウ 飼養等の許可を受けている者に対する報告徴収の権限
- エ 職員に特定飼養等施設へ立入らせる権限
- オ 職員に書類等の検査や関係者への質問をさせる権限

（1a） 飼養等の許可

主務大臣は、学術研究の目的その他の目的に適合して飼養等をするものであって、特定飼養等施設を有することその他適切に取り扱うことができると認められる場合に特定外来生物の飼養等の許可をする。この場合、主務大臣は必要の限度において、当該許可に条件を付することができる。

なお、法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者等は許可を受けることができない。

飼養等とは

許可の対象となる飼養等の内容は、以下のとおりである。

- ア 「飼養」とは、動物を飼い養うことをいう。
- イ 「栽培」とは、植物を植え、育てることをいう。
- ウ 「保管」とは、生物を自己の勢力範囲内に保持して、その死傷を防ぐことをいう。
- エ 「運搬」とは、生物を事実上の支配下において運び異なる場所に移すことをいう。

なお、「飼養等」に該当するか否かについては、（ ）特定外来生物の存在を認識しうる状況にあるか、（ ）具体的に特定外来生物の飼養等を行っているか、により判断することとなる。したがって、社会通念上一般人をして認識しえない場合に意図せず行った行為は故意性が認められず、処罰の対象とはならないと考えられる。

また、「保管」、「運搬」及び後述する「譲渡し等」の法解釈について、魚類に係る整理は別紙1のとおりである。

飼養等の目的

飼養等の許可に適合するものとして定められた目的は、以下のとおりである。

ア 学術研究

これは、学術の振興や研究開発を目的とすることである。

イ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示

ウ 教育

エ 生業の維持

オ 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は観賞

「指定の際」とは、指定に係る政令の施行の日を意味する。

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的

これは例えば、法に規定する防除により捕獲又は採取した特定外来生物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に限る。）について、野外に出ないようにして死ぬまで適正に面倒をみることなどを条件として、当該個体を殺処分せずに引き取ることにより飼養等をするものである。

なお、別紙2のとおり、オオクチバスの管理釣り場・養殖場のうち、オオクチバスを新規に扱うこととなる場合については、「生業の維持」の目的が認められず、本法の飼養等許可の対象としない。

飼養等の許可手続

ア 許可に対する申請

飼養等の許可を受けようとする場合にあっては、必要な申請書及び添付書類を主務大臣に提出してその申請を行うこととなる。この場合、申請は特定外来生物の種類ごと、かつ、飼養等施設の所在地ごとに行われなければならない（複数の施設が同一の所在地にある場合、同一種類の特定外来生物の飼養等であれば、許可申請は一度で行うことができる。）

イ 申請の提出先

手続の簡素化及び合理化を図るため、環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る申請書の提出については、環境大臣のみに行うことができるよう措置したところであり、本措置に基づき環境省に申請書の提出がなされた場合には、申請内容に不備がないか確認した後、速やかに農林水産省に回付するものとする。

ウ 添付図面等の省略

飼養等の許可の申請内容が軽易なものであること等の理由により、申請書に添付しなければならない図面若しくは写真又は書類の全部を添付する

必要がないと認められるときは、その一部を省略することができることとした。

エ 標準処理期間

上記を踏まえ、提出がなされてからの標準処理期間は原則 1 か月を目途として、申請に係る処理を迅速に行うものとする。

特定飼養等施設

特定飼養等施設の基準は、以下のとおりである。

ア 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。

イ 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物（カミツキガメ、タイワンハブ、クモ 4 属及びサソリ 1 科）については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。

また、以上の基準に加え、基準の細目告示において、特定外来生物ごとに施設の類型その他細目の基準を定めている。

特定外来生物の取扱方法

特定外来生物の飼養等をするためには、以下の方法を遵守して取り扱わなければならない。

ア 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 特定飼養等施設の点検方法、飼養等が困難となった場合の対処方法及び運搬の際の逸出防止措置について、申請時に提出した管理体制を遵守すること。

以上に加え、マイクロチップのその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の方法で識別措置を講ずること等が必要であり、これは特定外来生物ごとに基準の細目告示で定められている。

飼養等の許可の条件

飼養等の許可に当たっては、特定外来生物の遺棄や逸出等を起こさない適正な取扱いを確保するため必要に応じ、条件を付すものとしており、定型的な条件については以下のとおり定めている。

ア 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。

イ 特定外来生物の種類ごとに輸入、譲渡し等の事由により飼養等に係

る特定外来生物の数量に変更があった場合は、30日以内等あらかじめ定める期間内に、数量変更の事由等を主務大臣に届け出ること。

以上の条件については、規則及び基準の細目告示において特定外来生物ごとに定められている。

ウ みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。

哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する特定外来生物について、特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん若しくは観賞の目的又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的（防除個体の引取りに伴って飼養等をする場合に限る。）で飼養等をする場合には、外科的な不妊措置その他の繁殖防止措置を講ずることを付すものとする。

エ 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的のうち、防除個体の引取りに伴って飼養等をする場合には、半年に一度、飼養実績について主務大臣に報告することを条件として付することその他個別の案件ごとに必要に応じ特別な条件を付すものとする。

飼養等の許可の失効

飼養等の許可は、原則禁止される特定外来生物の飼養等を認めるものであるが、これは特定飼養等施設だけでなく、許可を受けた者による特定外来生物の取扱方法や管理体制その他の人的要素も許可を行う上で審査の対象となっており、当該主体が変更することを当然に認めるわけではない。

よって、

- ア 許可を受けた者が死亡したとき、
- イ 許可を受けた法人が合併により消滅したとき、
- ウ 許可を受けた法人が破産手続開始の決定により解散したとき、
- エ 許可を受けた法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、

のいずれかに該当した場合は、その飼養等の許可は効力を失うこととした。

また、許可の適用関係を主務大臣が適切に把握するため、

- アについては許可を受けた者の相続人が、その事実を知った日から、
- イについては許可を受けた法人がを代表する役員であった者が、その事

実が起きた日から、

ウについては許可を受けた法人の破産管財人が、当該事実が起きた日から、

エについては許可を受けた法人の清算人が、当該事実が起きた日から、それぞれ30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならないこととした。

第5種共同漁業権に係る特例

特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物が漁業法（昭和24年法律第267号）に規定する第5種共同漁業を内容とする漁業権に係る水産動植物である場合は、当該漁業権の設定されている内水面に係る特定飼養等施設の基準、飼養等の許可の条件及び特定外来生物の取扱方法については、第5種共同漁業権の特例を定める件（平成17年5月25日農林水産省・環境省告示第5号）において別に定められている。

飼養等の禁止の例外

飼養等の禁止の例外として、飼養等の許可を受ける必要がないやむを得ない場合は以下のとおりである。

ア 法第3章の規定による防除に係る捕獲等に伴って飼養等をするもの。

これは、主務大臣及び関係行政機関の長があらかじめ公示する内容に基づき防除を行う場合、地方公共団体が主務大臣の確認を受け防除を行う場合及び国及び地方公共団体以外の者が主務大臣の認定を受け防除を行う場合に、当該防除の一環として飼養等を行うことである。

イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養等をするもの。

ウ 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務として飼養等をするもの。

エ 特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該特定外来生物について当該指定の日から1年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養等をするもの。

オ 農林水産省又は環境省の職員が法に係る業務に伴って飼養等をするもの。

これは、生態系等に係る被害を防止するため、環境省等の職員が特定外来生物を一時的に保管すること等である。

カ 植物防疫官が植物防疫法（昭和25年法律第151号）第8条又は

- 第 10 条に基づく植物防疫所の業務に伴って飼養等をするもの。
- キ 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 7 条、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 40 条若しくは第 45 条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 154 号）第 55 条に基づく動物検疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
 - ク 税関職員が関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に基づく税関の業務に伴って飼養等をするものであること。
 - ケ 法第 5 条第 1 項の許可を受けた者が第 10 条各号のいずれかに該当するに至った場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至った日（同条第 1 号の場合にあっては、その事実を知った日）から 60 日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。

これは、許可失効時において相続人等が法に基づく対応をするため、必要な期間を考慮したものである。

- コ 第 4 号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。

これは、特定外来生物の引取りや運搬等の事務を主務大臣が指定した業者が代行することである。

- サ 獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 4 章の規定による業務に伴って飼養等をするものであること。
- シ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をするものであること。
- ス 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であって、当該飼養等について法第 5 条第 1 項の許可がなされていないものが当該指定の日から 6 月（その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで）を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。
- セ 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容であって、当該特定外来生物について当該指定の日から 1 年を超えない範囲で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条第 1 項、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養等をするもので

あること。

(1 b) 特定外来生物被害防止取締官

職員のうち、通算して3年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事した者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学、農学、林学、水産学、造園学その他生物による生態系等に係る被害の防止に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、通算して1年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事したものについては、主務大臣から「特定外来生物被害防止取締官」として任命されることにより、(1) ア、ウ、エ及びオに記述する主務大臣の権限の一部を執行することができることとした。

(2) 輸入の禁止

特定外来生物を輸入することについては、そもそも我が国に持ち込まれなければ、生態系等に係る被害が生じることはないから、主務大臣の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合を除き、原則禁止とすることとした（第7条）。

この場合、許可に係る輸入とは飼養等の許可の範囲内において行うことができるものであり、飼養等の許可内容である特定外来生物の種類や数量の範囲を超えて輸入することはできない。

輸入をするための許可証

輸入手続に際しては、輸入を行おうとする者が許可証の写し及び種類名証明書を税関に提出する必要がある。

許可証の交付を受けた者のうち、輸入に際し写しを税関当局に提出する必要がある者等については、主務大臣に対し許可証の写しの交付の申請を行うことができる。

また、許可証の写しの申請は、手続の簡略化及び迅速化を図るため、許可証の交付を受けた者だけでなく、許可の申請を行う者も、許可の申請時に写しの交付の申請を併せて行うことができるものとする。

一方、輸入手続の際必要な種類名証明書は、種名が学名で記載されていることを原則とする。

(3) 譲渡し等の禁止

特定外来生物の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲

渡し等」という。)をすることについては、それを安易に認めることにより特定外来生物の飼養等の許可を受けていない者への違法な流通を防止するため、特定の場合を除き、原則禁止することとした(第8条)。

譲渡し等とは

譲渡し若しくは譲受けとは、特定外来生物の所有権の移転をいい、引渡し若しくは引取りとは占有の移転をいい、いずれも有償であると無償であるとを問わない。

もっとも、運輸業者が行う宅配便の配達業務その他譲渡し等の本来の当事者との契約等に基づき特定外来生物の輸送をする者は、顧客である当該当事者からの依頼内容に基づき荷である特定外来生物を運搬するものであり、また、輸送する者が善良な管理者としての注意義務に違反しない限り、逸出等した場合の責任は依頼者が負うこととなるため、当該輸送をする者が別途飼養等の許可を受ける必要はない。

譲渡し等の禁止の例外

譲渡し等の禁止の例外として、譲渡し等を行うことができる場合は以下のとおりである。

- ア 飼養等の許可を受けた者同士の間で行う譲渡し等
- イ 飼養等の許可を受けた者と飼養等の許可を要しないやむを得ない事由がある場合に該当する者の間において行う譲渡し等
- ウ 飼養等の許可を要しないやむを得ない事由がある場合に該当する者同士の間で行う譲渡し等
- エ 飼養等の許可を受けた者又は飼養等の許可を要しないやむを得ない事由がある場合に該当する者が、いずれにも該当しない者から行うその飼養等に係る特定外来生物の譲受け又は引取り
- オ 飼養等の許可を受けた者又は飼養等の許可を要しないやむを得ない事由がある場合に該当する者のいずれにも該当しない者が、飼養等の許可を受けた者又は飼養等の許可を要しないやむを得ない事由がある場合に該当する者対し行うその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し又は引渡し

(4) 放つこと、植えること又はまくことの禁止

特定外来生物を取り扱っていた者が当該特定外来生物の管理を放棄し、野外に放つ行為等は、生態系等に係る被害を直接的にもたらすものであることから、飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物を野外に放つこと、植えること又はまくことは絶対的に禁止することとした(第9条)。

放つこと、植えること又はまくこととは

ア 「放つ」とは、動物などを自由にさせることをいう。

特定外来生物を野外に放つことは当然禁止されるが、自分の庭で放し飼いをする場合にも、当該特定外来生物には行動の自由があり、門の開閉の際に当該特定外来生物が逃げ出すおそれも高いことから、放つことに当たる。

これに対し、特定外来生物を鎖でつないで歩く場合、抱えて歩く場合、杭に固定しておく場合、縛って拘束し身動きができないようにする場合等は、当該特定外来生物は自由に行動できるわけではないことから、放つことには原則該当しない(ただし、このような場合にも、細目基準の告示において、原則として特定外来生物を特定飼養等施設の外で飼養等をしないことが取扱方法として定められており、許可の違反となる可能性がある。その場合は、飼養等の許可を受けている者に対しては措置命令、許可の取消し又は飼養等の許可違反に対する処罰を行うこと、飼養等の許可を受けていない者に対しては飼養等の許可違反に対する処罰を行うこと等で対処するものとする)。

イ 「植える」とは、他から移して育つようにすることをいう。

ウ 「まく」とは、散布することをいう。

特定外来生物を野外に植え、又はまくことは当然違反となるが、自分の庭で植え、又はまく行為も、繁殖して敷地外に広がったり、種子を鳥が運んで分布域を広げるおそれがあり、植えること又はまくことに当たる。

これに対し、鉢植えを街中に置いておく場合、抱えて歩く場合、キャリーバックに入れて歩く場合等は、当該特定外来生物は引き続き管理下にあり、勝手に繁殖できないことから、植えること又はまくことに該当しない(ただし、基準の告示においては、原則として特定外来生物を特定飼養等施設の外で飼養等をしないことが取扱方法として定められており、許可の違反となる可能性がある。その場合は、放つことと同様に、飼養等の許可を受けている者に対しては措置命令、許可の取消し又は許可違反に対する処罰を行うこと、飼養等の許可を受けていない者に対しては飼養等の許可違反に対する処罰を行うこと等で対処するものとする)。

3 特定外来生物の防除(第3章)

(1) 主務大臣等による防除

本法により、特定外来生物については、飼養等、輸入その他の取扱いが原則禁止されているところであるが、

ア 法施行時に指定された特定外来生物が既に我が国の野外等に存する場合、

イ これまで生態系等に係る被害を及ぼすおそれがないとして我が国に導

入されていた外来生物が、科学的知見の充実等により、新たに特定外来生物として指定される場合、

ウ 天災等の事故により、特定外来生物がその飼養等に係る施設から逸出した場合、

については、現実に生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあることから、特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分又は被害発生の防止措置などの防除を行うことが必要となる。

このように被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）は、関係都道府県の意見を聴いて、防除の内容等の事項を公示し、防除を行うこととした（第 11 条）。

なお、この防除の措置を適切に講ずるため、防除のための立入り、立木竹の伐採等を実施できることや土地への立入り等によって生じた損失について、国が補償を行う旨及びこれに関する手続が定められている（第 13 条及び第 14 条）。

防除の公示

防除の公示を行う事項は、以下のとおりである。

ア 防除の対象となる特定外来生物の種類

イ 防除を行う区域及び期間

ウ 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分（以下「捕獲等」という。）

その他の防除の内容

エ 防除の目標、防除の確認又は認定の要件その他防除に際し必要な事項

防除の公示をしようとするときは、あらかじめ、意見提出の期日を指定した上で、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。

また、防除の公示は、官報に掲載して行うものとする。

鳥獣保護法の規定の特例

主務大臣等が行う防除については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。）の規定は適用しないこととした（第 12 条）。

この点、鳥獣保護法は、鳥獣一般を保護し、その捕獲等を規制するとともに、猟法等に関し狩猟の適正化のための措置を講じているが、生態系等に係る被害を及ぼしている特定外来生物は、本来我が国の生態系の構成要素ではなかったものであり、生態系から除去されることが生態系保全上望ましいものであること、その一方、一般的に特定外来生物の防除を鳥獣保護法の規制の完全対象外とすると狩猟の適正化が図れず、特定外来生物以外の鳥獣の錯誤捕獲や密猟等

の支障を招いてしまうおそれがあることから、主務大臣等が法に基づき行う防除に限って、鳥獣保護法の規制の特例を認めることとしたものである（主務大臣等以外の者が行う防除に係る鳥獣保護法の規制の特例については後述）。

自然公園法等の規制の特例

自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）においては、あらかじめ指定された区域において動物の捕獲等を行う行為について、環境大臣等の許可を受けなければならないこと等の規制をしているが、主務大臣等が行う防除は、生態系等に係る被害の防止を目的に実施するものであり、当該防除は、迅速かつ適切に実施することが求められている。

よって、法に基づき主務大臣等が行う防除について、以下に掲げる行為については自然公園法等の規制の適用を受けないこととする。

ア 自然公園法

（ア） 特別地域

- ・ 法に規定する防除に係る特定外来生物である木竹の伐採
- ・ 当該伐採のための立入制限地区への立入り

（イ） 特別保護地区

- ・ 法に規定する防除に係る特定外来生物である木竹の伐採・損傷
- ・ 法に規定する防除に係る特定外来生物である木竹以外の植物の採取・損傷、又は落葉、落枝の採取
- ・ 法に規定する防除に係る特定外来生物である動物の捕獲・殺傷、又は動物の卵の採取・損傷
- ・ 上記の各行為に伴う立入制限地区への立入り

（ウ） 利用調整地区

- ・ （ア）及び（イ）に掲げる行為に伴う立入り

イ 自然環境保全法

（ア） 原生自然環境保全地域

- ・ 法に規定する防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分

（イ） 立入制限地区

- ・ 法に規定する防除のうち緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認めたもの（以下「緊急防除」という。）に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分

（ウ） 自然環境保全地域特別地区

- ・ 法に規定する防除に係る特定外来生物である木竹の伐採

ウ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(ア) 生息地等保護区管理地区

- ・ 法に規定する防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分

(イ) 生息地等保護区管理地区立入制限地区

- ・ 緊急防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分

なお、上記の区域において防除を行う場合は、防除実施計画書の作成に当たり、事前に関係部局と調整を行い、当該区域における適切な防除の実施に万全を期すものとする。

銃刀法に基づく猟銃の所持及び使用許可

法に基づく主務大臣等が行う防除については、猟銃を使用した特定外来生物の駆除を行う場合でも、鳥獣保護法の規定は適用しないこととなっているが、一方、猟銃を所持し、また使用するには銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）の許可を受けることが必要であり、所持について、銃刀法第4条第1項各号に該当する者は所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。また、使用については同法第10条第2項各号に該当する場合に限られる。

この点、法に規定する主務大臣等が行う防除を実施するための猟銃の所持については、銃刀法第4条第1項第1号に規定する「有害鳥獣駆除（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による有害鳥獣捕獲以外のもの）」の用途に供するための所持に該当することとなる。

また、当該防除を実施するための猟銃の使用については、当該猟銃が「有害鳥獣駆除（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による有害鳥獣捕獲以外のもの）」として許可を受けたものであれば、銃刀法第10条第2項第3号に規定する同法第4条の「許可に係る用途に供するため使用する場合」に該当することとなる。

(2) 主務大臣等以外の者による防除

地域の生態系や農林水産物を守るため、法施行前から、アライグマ、マングース、オオクチバス等の外来生物を独自に防除している地方公共団体やNPOがある。また、特定外来生物の防除については、その生息・生育の場の特性に応じた適切な方法で行うことが重要であり、地域の事情に精通している地方公共団体や民間団体等が行う防除は非常に効果的である。

これらの者により防除の公示内容に沿って防除活動が積極的に進められるよう措置することが重要であることから、地方公共団体については、その行う特

定外来生物の防除であって防除の内容等が主務大臣等により公示された事項に適合するものについて、主務大臣のその旨の確認を受けることができることとし、また、国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、その者が防除を適正かつ確実に実施することができ、及びその防除の内容等が主務大臣等により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができることとした（第18条）。

なお、防除の適正な実行のため、防除の認定を受けた国又は地方公共団体以外の者に対する報告徴収権限を定めており、法に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、認定の取消しの対象となる（第19条及び第20条）。

防除の確認

地方公共団体が防除の確認を受けようとする場合は、防除の対象となる特定外来生物の種類その他の必要事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。また、防除の内容、目標その他必要事項を記載した防除実施計画書を当該申請書に添付しなければならないが、緊急防除の場合にあつては、当該計画書の添付の必要はない。

主務大臣は、当該申請書及び防除実施計画書があらかじめされた防除の公示事項に適合していると認めるときは、確認をするものとする。

防除の認定

国又は地方公共団体以外の者が防除の認定を受けようとする場合は、防除の確認と同様の申請書及び防除実施計画書に加え、申請者の略歴を記載した書類を添付し、主務大臣に提出しなければならない。

なお、緊急防除は国又は地方公共団体が行う防除について認められるものであり、国又は地方公共団体以外の者が行う防除はその対象とならない。

主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者が適正かつ確実に防除を実施することができ、かつ、当該申請書及び防除実施計画書があらかじめされた防除の公示事項に適合していると認めるときは、認定をするものとする。

防除の確認又は認定に係る公示

防除の確認若しくは認定又は確認若しくは認定の取消しを行った場合は、環境省ホームページに掲載することにより公示を行うものとする。

鳥獣保護法の規定の特例

主務大臣の確認を受けた地方公共団体又は主務大臣の認定を受けた国及び地方公共団体以外の者が行う防除については、主務大臣等が行う防除と同様、鳥獣保護法の規定は適用しないこととした（第12条及び第18条第4項）。

これは、主務大臣等により公示された事項に適合していると確認又は認定された防除に限って、当該確認又は認定を通じて狩猟の適正化を図ることが可能であることから、鳥獣保護法の規制の特例を認めることとしたものである。

自然公園法等の規制の特例

主務大臣の確認を受けた地方公共団体又は主務大臣の認定を受けた国及び地方公共団体以外の者が行う防除については、主務大臣等が行う防除において認められた行為と同様の行為につき、自然公園法等の規制の適用を受けないこととした。

ただし、緊急防除は、国又は地方公共団体以外の者が行う防除はその対象とならないため、自然環境保全法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で定める立入制限地区内への当該防除に係る立入りは認められない。

なお、上記区域において行う防除に係る確認又は認定の申請があった場合は、当該申請内容につき、関係部局と調整を行い、当該区域における適切な防除の実施に万全を期すものとする。

銃刀法に基づく猟銃の所持及び使用許可

主務大臣等が行う防除と同様、主務大臣の確認を受けた地方公共団体又は主務大臣の認定を受けた国及び地方公共団体以外の者が行う防除を実施するための猟銃の所持については、銃刀法第4条第1項第1号に規定する「有害鳥獣駆除（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による有害鳥獣捕獲以外のもの）」の用途に供するための所持に該当することとなる。

また、当該防除を実施するための猟銃の使用については、当該猟銃が「有害鳥獣駆除（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による有害鳥獣捕獲以外のもの）」として許可を受けたものであれば、銃刀法第10条第2項第3号に規定する同法第4条の「許可に係る用途に供するため使用する場合」に該当することとなる。

4 未判定外来生物（第4章）

地球上の生物は3千万種又はそれ以上とも推測されており、国は地球上の全生物に関して我が国の生態系等への被害を判定することはできないが、国が判定未了であることを理由に、当該海外由来の生物について何らの規制をせず、輸入を自由に認めてしまえば外来生物による我が国の生態系等に係る被害を防止することはできない。

一方、規制を行うには十分な根拠が必要であり、外来生物による我が国の生

態系に係る被害を防止するために必要な範囲内でのみ規制がなされるべきである。

このため、海外からの導入が想定される生物のうち、我が国の生態系等に被害を生じおそれがあるものである疑いのある外来生物である未判定外来生物を輸入しようとする者は、あらかじめ、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならず、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の主務大臣の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならないこととした（第21条及び第23条）。

この場合、主務大臣はその届出を受理した日から6月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない（第22条）。

また、本邦に未判定外来生物を輸出したい者がいる場合には、輸入者の負担を軽減するため、自ら未判定外来生物に関する手続を済ませたいと考える場合がある。このような場合に備え、輸出者も未判定外来生物の判定の申請を行えることとした（第24条）。

（1） 未判定外来生物

未判定外来生物は、種（亜種又は変種を含む。）に属する生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）及びその器官（飼養等についての法に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。）をいい、現在、以下のとおり指定されている。

（未判定外来生物） 特定外来生物及び在来生物を除く。

ディデルフィス属全種、クスクス科全種、マカカ属全種、カルロスキウルス属全種、スキウルス属全種、マングース科全種、ムンティアクス属全種、ちめどり科全種、アノリス属全種、ノロプス属全種、ボイガ属全種、プロトボトロプス属全種、プフォ属全種（テキサスミドリヒキガエル、ロココヒキガエル、ナンブヒキガエル、ガルフコーストヒキガエル及びヨーロッパミドリヒキガエルを除く。）アメイウルス属全種、イクタルルス属全種、サンフィッシュ科全種、モロネ科全種（ホワイトバス及びストライプトバスを除く。）ガドプシス属全種、マクルロケルラ属全種（マーレーコードを除く。）マククアリア属全種（ゴールドンパーチを除く。）ペルキクテュス属全種、ギュムノケファルス属全種、ペルカ属全種（ヨーロッパアンパーチを除く。）サンデル属全種（パイクパーチを除く。）ズイ

ンゲル属全種、スイニペルカ属全種（ケツギョ及びコウライケツギョを除く。）ラトロデクトゥス属全種並びにヒュドロコティレ・ボナリエンスイス及びヒュドロコティレ・ウンベルラタ

（２） 未判定外来生物の輸入等に係る届出

未判定外来生物の輸入又は本邦への輸出に係る届出は、輸入又は本邦へ輸出しようとする者の住所及び氏名に加え、未判定外来生物に係る学名、入手国、生態特性に関する情報として本来の生息地又は生育地の分布状況及び文献その他の根拠を示す資料並びにその他既に入手している情報であって提出が可能なものを主務大臣に対し提出しなければならない。

なお、飼養等の許可の申請と同様、手続の簡素化及び合理化を図ることから未判定外来生物に係る届出書の提出については、環境大臣のみに行うことができるよう措置されており、本措置に基づき環境省に提出がなされた場合には、申請内容に不備がないか確認した後、速やかに農林水産省に回付するものとする。

５ 雑則（第５章）

（１） 輸入のための証明書の添付

本法では、特定外来生物の輸入については、その飼養等に係る許可を受けた者のみに限って認めるとともに、未判定外来生物については、生態系等に係る被害についての主務大臣の判定の通知を受けるまでの間、その輸入を禁止することとしており、海外から生物が輸入された際にそれらの生物が本法の規制対象であるかどうかを判断し、違法な国内持込みを防止する必要がある。

一方、我が国に輸入される生物は、ペット、動物園向け、研究用、食料用、飼料用等非常に多種多様な用途で大量に輸入されており、こうした生物を逐次同定し、規制対象かどうかを判断するには、多大な時間を要することが考えられる。

このため、特定外来生物及び未判定外来生物を判別するために必要な範囲として、当該特定外来生物及び未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物以外の生物を輸入する場合については、外国の政府機関等の公的機関が発行する種類の証明書の添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととした（第２５条）。

種類名証明書の添付が必要な生物

種類名証明書の添付が必要な生物は、特定外来生物、未判定外来生物及び両生物との判別が困難な生物をいい、現在、以下のとおり指定されている。

(種類名証明書の添付が必要な生物)

オボッサム科全種、クスクス科全種、マカカ属全種、パカ科全種、フチア科全種、パカラナ科全種、ヌートリア科全種、オンダトラ属全種、リズ科全種、プロキュオン属全種、マングース科全種、ムンティアクス属全種、ちめどり科全種、かみつきがめ科全種、アノリス属全種、ノロブス属全種、ボイガ属全種、プサモデュナステス属全種、スジオナメラ及びホウシャナメラ、ボトロプス属全種、プロトボトロプス属全種、プフォ属全種(幼生にあっては、無尾目全種)、アメイウルス属全種、イクタルルス属全種、サンフィッシュ科全種、あかめ科全種、モロネ科全種、ナンダス科全種、ガドプスイス属全種、マクルロケルラ属全種、マククアリア属全種、ペルキクテウス属全種、ギウムノケファルス属全種、ペルカ属全種、サンデル属全種、ズィンゲル属全種、スイニペルカ属全種、さそり目全種、アトラクス属全種、ハドロニユケ属全種、ロクソスケレス属全種、ラトロデクトゥス属全種、アルゼンチンアリ、アカカミアリ及びヒアリ、アルテルナンテラ属全種、ヒュドロコティレ属全種並びにギウムノコロニス属全種

種類名証明書

種類名証明書として認められるものは、以下のとおりである。

ア 植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する生物の種類名及び数量の記載がある証明書

イ 外国の政府機関又は指定された外国の地方公共団体により発行された生物の種類名及び数量の記載がある証明書(日本語又は英語に限る。)

種類名証明書の発行が認められる機関の指定を行った場合には、官報に掲載することにより公示するものとする。

ウ 政府機関と同等の知見を有するものとして指定された外国の博物館、試験研究機関その他の機関により発行された生物の種類名及び数量の記載がある証明書

種類名証明書の発行が認められる機関の指定を行った場合には、環境省ホームページに掲載することにより公示するものとする。

エ 主務大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣が登録した機関により発行された生物の種類名及び数量の記載がある証明書

基準については、証明書発行機関の登録基準等を定める件（平成17年5月25日農林水産省・環境省告示第6号）において学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の分類に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して3年以上動植物の分類に関する実務の経験を有するものが証明書発行関係事務を実施し、その人数が2名以上であること等について定められている。

機関の登録を行った場合には、環境省ホームページに掲載することにより公示するものとする。

輸入場所の指定

種類名証明書の添付を要する生物については、あらかじめ指定された港及び飛行場で輸入しなければならない。現在、指定されている場所は以下のとおりである。

- ア 成田国際空港
- イ 中部国際空港
- ウ 関西国際空港

特定外来生物及び未判定外来生物に係る主務大臣

特定外来生物については、農林水産業に係る被害を生じさせうる生物については、環境大臣及び農林水産大臣を主務大臣とし、それ以外の生物については環境大臣が主務大臣とすることとした。現在指定されている特定外来生物に係る主務大臣は以下のとおりである。

- ア ニュートリア、カニクイアライグマ、アライグマ、ジャワマンゲース、キョン、ブルーギル、コクチバス及びオオクチバス 環境大臣及び農林水産大臣
- イ それ以外の生物 環境大臣

一方、未判定外来生物については、被害の態様が必ずしも明らかでないことから、環境大臣及び農林水産大臣を主務大臣とすることとした。

(2) 科学的知見の充実のための措置

特定外来生物の指定等に当たっては、外来生物の生態系等に係る被害を及ぼすおそれ等について科学的知見の充実を図る必要があることから、これらの情報の収集、整理及び分析が必要である。

また、限られた予算及び人員の中で、特定外来生物の効果的な防除を図るためには、特定外来生物の生態等に関する研究が不可欠であり、さらに、生物の突然の変異などにより、従来、生態系等へ被害を及ぼしていなかった外来生物

が、被害を及ぼすことがありうることから、野外調査等を通じ、状況の把握に努めることも重要である。

このため、国は、科学的知見の充実に努めるとともに、教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないことされた（第27条及び第28条）。

（3）普及啓発

外来生物対策を円滑に進めるためには、国民各層の理解と協力が不可欠である一方、外来生物に関わる人々は、輸入、流通、飼養、防除等のそれぞれの段階で異なるとともに、外来生物の種類ごとに異なっており、一般国民、輸入関係者、流通・飼養関係者、防除関係者など幅広い主体を対象に普及啓発をすることが重要である。

このため、普及啓発を効果的かつ効率的に行うためには、規制及び防除の各段階、対象生物ごとに効果的な方法により普及啓発を図るとともに、日常的な学校教育や社会教育の場において、外来生物対策の基本的な考え方を普及することが必要である。

現在までに、環境省ホームページにおいて、外来生物法に係る専門ページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）を開設するとともに、政府広報、新聞、ラジオなどの媒体を通じた普及啓発、業者等への説明会、リーフレット、ポスターの配布等を実施しており、今後とも国民に対する情報提供を積極的に行っていくものとする。

6 罰則（第6章）

法で定められた義務違反に対して一定の制裁を科しうよう罰則が規定されているが、本法において特に処罰が重いものとしては、飼養等違反のうち、違反者により特定外来生物が広く拡散するものであり、個人的に飼養等する場合に比べ当該特定外来生物が逸出する危険性が非常に高いことから販売又は頒布をする目的で行われたものについて、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金を科すこととした。また、輸入禁止の規定（第7条）に違反した者及び放つこと、植えること又はまくことの禁止の規定（第9条）に違反した者についても、同様に重く処罰することとした（第32条）。

また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をした場合には、当該行為者を罰するほか、その法人又は人も処罰するいわゆる両罰規定を定めており、法人に対し最高で1億円以下の罰金を課すこととした（第36条）。

7 その他

(1) 施行期日

この法律は、一部の規定を除き公布の日（平成16年6月2日）から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日（平成17年6月1日）から施行することとした（附則第1条）。

(2) 検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした（附則第4条）。

別紙 1

外来生物法の規制に係る法解釈について（魚類関係）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）の施行において、魚類に係る次の用語の解釈は以下のとおりである。

1. 「保管」（法第1条等）

本法において、魚類に係る「保管」とは、「特定外来生物を自己の勢力範囲内に保持して、その死傷を防ぐこと」をいう。

「保持」と認められるためには、一定時間自己の勢力範囲内にあるか一定時間自己の勢力範囲内にあることが明確に予想される状態であることが必要である。

また、「一定時間」に該当するかどうかは、特定外来生物の取扱いの状況や意思の内容などを総合的に勘案し、個別具体的に判断する。例えば、釣った後その釣った湖に戻すことが明らかなイベントでオオクチバスを取り扱う場合について、当該イベント終了後も引き続きそのオオクチバスを生かしてクーラーボックスなどに入れておくことは、「保管」に該当する。

なお、「特定外来生物」は生きているものに限るとされているため、例えば水の入っていないクーラーボックスにオオクチバスを入れることは「保管」に該当しないのが原則である。ただし、例えば、取り扱われる特定外来生物に該当する魚が、水が入ってなくても長時間生きられる場合などについては、「保管」に該当する場合がある。

2. 「運搬」（法第1条等）

本法において、魚類に係る「運搬」とは、「特定外来生物を運び異なる場所に移すこと」をいう。

「異なる場所」とは、同一性・一体性のない場所のことをいい、同一性・一体性のある場所内であれば、特定外来生物を運び移しても本法の「運搬」には該当しない。

また、「保管」と同様、例えば水の入っていないクーラーボックスにオオクチバスを入れて運び移す行為は「運搬」に該当しないのが原則である。ただし、同じ水の入っていないクーラーボックスで運び移す行為でも、オオクチバスを生かしたまま当初と異なる河川・湖沼等の水域に運び移すことが可

能な状態であれば、当該取扱いが「運搬」に該当する場合がある。

3. 「譲渡し等」(法第8条等)

本法において、魚類に係る「譲渡し等」とは、「特定外来生物の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをすること」をいう。

「譲渡し・譲受け」とは、特定外来生物に係る権利、法律上の地位等を、その同一性を保持させつつ、他人に移転することを言い、一方、「引渡し・引受け」とは、「占有を移転すること」をいう。

ここで「占有」とは、「自己のためにする意思をもって特定外来生物を事実上支配すると認められる状態にあること」をいうから、原則として他人に特定外来生物を取り扱わせる行為は「引渡し・引受け」に該当する。

ただし、特定外来生物を全く一時的に取り扱っている場合であって、社会通念上その特定外来生物を支配する状態と認められないときには、当該取扱いは「占有」に該当しない。すなわち、特定外来生物を、そのような状態になるように他人の手に一時的に取らせ、「当初の取扱者が当該特定外来生物の事実上の支配」を継続していると認められる場合には、「占有を移転」したことにならず、「譲渡し等」には該当しない

(参考 1 : 魚類に係る法解釈を踏まえた具体的運用の例)

1 . 「保管」(法第 1 条等)

定義	特定外来生物を自己の勢力範囲内に保持して、その死傷を防ぐこと
定義の解釈	<p>「保持」と認められる状態は、一定時間自己の勢力範囲内にあるか一定時間自己の勢力範囲内にあることが明確に予想される状態である</p> <p>「一定時間」に該当するかどうかは、特定外来生物の取扱いの状況や意思の内容などを総合的に勘案し、個別具体的に判断(注1)</p>

注 1) 例えば、釣った後その釣った湖に戻すことが明らかなイベントでオオクチバスを取り扱う場合について、当該イベント終了後も引き続きそのオオクチバスを生かしてクーラーボックスに入れておくことは、「保管」に該当する。

注 2) 「特定外来生物」は生きているものに限るとされているため、例えば水の入っていないクーラーボックスにオオクチバスを入れることは「保管」に該当しないのが原則。ただし、例えば、取り扱われる特定外来生物に該当する魚が、水が入っていなくても長時間生きられる場合などについては、「保管」に該当する場合がある。

< 具体的事例への当てはめ >

場面	具体的行為	「保管」の当てはめ
釣り大会	釣り大会中、釣ったオオクチバスを生きたまま水の入ったクーラーボックス等に入れる	同一湖内にリリースするか殺処分することが明らかである状況(注)で大会開催中の数時間程度、オオクチバスを水入りのクーラーボックス等に入れて取り扱う行為は、「一定時間自己の勢力範囲内にある」と解釈することは適当でないことから、当該取扱いは「保管」に該当しない

注) 例えば、釣り大会前に参加者が誓約書を書く等とすると、この点がより明確になる。

2. 「運搬」(法第1条等)

定義	特定外来生物を運び異なる場所に移すこと
定義の解釈	<p>「異なる場所」とは、同一性・一体性のない場所のことを言い、同一性・一体性のある場所内であれば、特定外来生物を運び移しても本法の「運搬」には該当しない</p> <p>また、「保管」の説明で述べたとおり、水の入っていないクーラーボックスにオオクチバスを入れて運び異なる場所に移す行為は「運搬」に該当しないのが原則。ただし、同じ水の入っていないクーラーボックスで運び移す行為でも、オオクチバスを生かしたまま当初と異なる河川・湖沼等の水域に運び移すことが可能な状態であれば、当該取扱いが「運搬」に該当する場合がある</p>

< 具体的事例への当てはめ >

場面	具体的行為	「運搬」の当てはめ
釣り大会	釣り大会中、釣ったオオクチバスを生きたまま水の入ったクーラーボックス等に入れ、湖面又は湖の隣接陸地で運ぶ	オオクチバスを釣った湖の湖岸に隣接する道路や湖との接続河川など、他の湖、河川等に容易に移動させることが可能な場所に運び移す行為は「同一性・一体性のある場所内での運び移す行為」と言えないから「運搬」に該当するが、オオクチバスを釣った湖面及びその湖の隣接陸地（湖岸に隣接する道路等の道路に至らない範囲）で運ぶ行為は「運搬」に該当しない（ただし、その場合も「保管」には該当する場合がある）
	釣ったオオクチバスを生きたまま水の入ったクーラーボックス等に入れ、湖周道路や湖との接続河川など、他の湖、河川	当該生きたオオクチバスを運び移す行為は「同一性・一体性のある場所内での運び移す行為」とは言えないため「運搬」に該当し、本法上認められない（飼養等の許可は出ない）。運搬の手段としては、徒歩、自転車、自動車などを問

	等に容易に移動させることが可能な場所で運び移す	わない (公道等に出た段階で場所的同一性・一体性があるとの説明は困難となり、また、当該出る行為を一律に「運搬」と整理しないと、違反行為の摘発は事実上不可能となる)
--	-------------------------	--

注) 釣り大会の開催については、飼養等許可を認めることができる「目的」のいずれにも該当しないため、飼養等の許可の対象とならない。その大会でのオオクチバスの取扱いに「保管」や「運搬」が伴わない方法で行うことが必要。

3. 「譲渡し等」(法第8条等)

定義	特定外来生物の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをすること
定義の解釈	<p>「譲渡し・譲受け」とは、特定外来生物に係る権利、法律上の地位等を、その同一性を保持させつつ、他人に移転することをいう</p> <p>一方、「引渡し・引受け」とは、「占有を移転すること」をいう</p> <p>ここで「占有」とは、「自己のためにする意思をもって特定外来生物を事実上支配すると認められる状態にあること」をいうから、原則として他人に特定外来生物を取り扱わせる行為は「引渡し・引受け」に該当する。ただし、特定外来生物を全く一時的に取り扱っている場合であって、社会通念上その特定外来生物を支配する状態と認められないときには、当該取扱いは「占有」に該当しない</p> <p>したがって、特定外来生物を、そのような状態になるように他人の手に一時的に取らせ、「当初の取扱者が当該特定外来生物の事実上の支配」を継続していると認められる場合には、「占有を移転」したことにはならず、「譲渡し等」には該当しない</p>

< 具体的事例への当てはめ >

場面	具体的行為	「譲渡し等」の当てはめ
釣り大会	釣ったオオクチバスを大会主催者が検量し、検量後ただちに釣り人に返す	オオクチバスに係る「事実上の支配」が大会主催者に移ったとはいえないから、当該取扱いは「譲渡し等」には該当しない
	釣ったオオクチバスを大会主催者が検量し、その後大会主催者が釣った湖等にリリースする	オオクチバスに係る「事実上の支配」が大会主催者に移ったと考えられるため、当該取扱いは「譲渡し等」に該当する(当該「放つこと」については、「譲渡し等に係る放つこと」に当たるため、外来生物法上禁止される)

釣ったオオクチバスを大会主催者が検量するために、釣り人が長時間当該オオクチバスを大会主催者に預ける	オオクチバスに係る「事実上の支配」が大会主催者に移ったと考えられるため、当該取扱いは「譲渡し等」に該当する（検量に関し、釣り人は常時立ち会い、「事実上の支配」を継続することが必要）
---	--

(参考2：上記の解釈を前提とした釣り大会の整理)

(「運搬」)

- ・ 釣った河川・湖沼の河岸・湖岸に隣接する道路に至らない範囲での生きたオオクチバスの運び移しは「運搬」には当たらない(河岸・湖岸隣接道路に至らなければ、公園、マリーナ、漁港等での取り扱いも同様)。

(「保管」)

- ・ 釣った河川・湖沼に戻すか殺処分することが明らかな状況で、数時間生きたオオクチバスを取り扱うことは、「保管」には当たらない。

(「譲渡し等」)

- ・ 釣り人が、大会主催者に検量のためにオオクチバスを一旦預け、検量後直ちに返却してもらうなど、当該釣り人が当該特定外来生物の「事実上の支配」を継続していると認められる場合には、「譲渡し等」には該当しない。

しかし、以下の行為については法に抵触するため対応が必要。

行為内容	外来生物法への抵触	必要な対応
釣り大会で釣ったオオクチバスを、釣り大会後もリリースせず、生きたまま取り扱う	「保管」に該当	釣ったオオクチバスは、釣り大会終了までにリリースするか、殺処分する
釣ったオオクチバスを、生きたまま釣った河川・湖沼以外の河川・湖沼に運び移す	「運搬」に該当	釣ったオオクチバスを生きたまま運び移す場合は、釣ったのと同湖沼若しくは釣ったのと同ー性・一体性のある河川水域又はそれぞれに隣接する陸地の範囲で行う
釣ったオオクチバスを、釣った河川・湖沼に隣接する湖沼周回道路等を経て検量所に生きたまま運び移す		
釣り大会を、複数の湖沼や、河川の一定水域と言えない範囲で開催し、当該開催地内で釣ったオオクチバスを生きたまま運び移す		

<p>釣ったオオクチバスを、生きたまま釣った河川・湖沼以外の河川・湖沼で放つ</p>	<p>「運搬」に係る「放つこと」に該当</p>	<p>キャッチアンドリリースは、釣ったのと同湖沼若しくは釣ったのと同ー性・ー体性のある河川水域又はそれぞれに隣接する陸地から行う</p>
<p>検量のため、生きたオオクチバスを他者に引き渡す</p>	<p>釣り人の「事実上の支配」がなくなれば「譲渡し等」に該当</p>	<p>検量は、釣り人自ら行うか、釣り人の「事実上の支配」を維持した上で大会主催者が行う</p>
<p>検量された生きたオオクチバスを、大会主催者（釣り人以外）が釣った河川・湖沼に放つ</p>	<p>「譲渡し等」に係る「放つこと」に該当</p>	<p>キャッチアンドリリースは、釣り人自ら行う</p>

別紙 2

オオクチバスの管理釣り場・養殖場に係る 外来生物法の飼養等許可の運用方針について

1. オオクチバスについては、既に野外で広範に被害を引き起こしており、また、野外での利用を求める声が引き続き強くあるところ。
2. また、新・生物多様性国家戦略（平成14年3月地球環境保全に関する関係閣僚会議決定）において、「ブラックバス等の外来魚対策は、水産資源の保護・培養及び漁業被害の防止の観点から、生息域の拡大の防止及び生息数の減少を図ることを基本」とする旨定めているところである（第4部第2章第1節3（1）キ）。同様に、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）においても、「我が国の水域の生態系を保全する観点から、水産動植物に悪影響を及ぼすブラックバス等の外来魚の移植を厳しく制限するとともに、その駆除を推進する等の措置を講ずる」と定められているところ（第3の1（6））。
3. これに、オオクチバスを特定外来生物に指定するに当たってなされた学識経験者等の議論を踏まえれば、オオクチバスの飼養等の取扱い、特に学術研究の目的等の公益性のないオオクチバスの取扱いについては、オオクチバスのこれ以上の野外への拡散を厳しく抑制する観点から、慎重に取り扱うべきである。
4. 以上を踏まえ、オオクチバスの飼養等許可の運用として、
オオクチバス以外の魚を取り扱っていた管理釣り場・養殖場の業者が、オオクチバスが特定外来生物に指定された後に新規にオオクチバスを取り扱おうとする場合、及び
管理釣り場・養殖場を経営していなかった業者が、オオクチバスが特定外来生物に指定された後にオオクチバスに係る管理釣り場・養殖場をまったく新規に始めようとする場合
については、いずれもオオクチバスを新規に扱うこととなるため、これらについては、外来生物法の飼養等許可が認められる目的の一つである「生業の維持」の目的には該当せず、外来生物法の飼養等許可の対象としないこととする。

5. なお、オオクチバスが特定外来生物に指定された際現に営業し、いわゆる既得権を有しているオオクチバスの管理釣り場・養殖場については、「生業の維持」に該当するものであり、個別に審査する。

注1) 管理釣り場：いわゆる釣り堀。人工的な貯水池を利用し、入場料を徴収してオオクチバス等の釣りをさせる。

注2) 養殖場：オオクチバス等の養殖を、人工的な養殖池を用いて実施。

注3) オオクチバスが特定外来生物に指定された際現に営業している管理釣り場・養殖場について、釣り場や養殖場を物理的に拡充する場合で、拡充する設置場所が現に営業しているものと別であると認められる場合には、当該新規の管理釣り場・養殖場については「生業の維持」の目的があるとはいえず、飼養等許可は付与されない。